

～全てのエッセンシャルワーカーの皆様へ感謝のメッセージ～

未曾有の新型コロナウイルス感染症の拡大の中、国民の皆様の一のちと暮らしを守り、わが国の経済活動を支えるために、ご自身およびご家族の感染のリスクと大きな不安の中、我が身を顧みることなく献身的に尊い使命と責任を果たしていただいている全てのエッセンシャルワーカーの皆様に、心から敬意と感謝申し上げます。



特に、私ども国土交通省が所管する分野におきましては、公共交通、物流、公共工事など、大変多くの職種が、緊急事態宣言の下においてもなお、その機能の維持が求められております。

鉄道、バス、タクシー事業等は、国民の皆様の毎日の通勤・通学、生活の足として、トラック、海運、航空事業等は、日常生活・医療等に必要な物資や食料品等を生産現場から輸送し、迅速・確実に消費者のもとに届けて頂いております。

また、近年の自然災害で甚大な被害を受けた被災地の現場においては、本年の台風襲来時期までに一日も早い復旧復興を！との思いで、額に汗しながら、不眠不休で取り組んでいただき、防災・減災、国土強靱化のため、実に多くの方々が、それぞれの現場の最前線で働いておられます。

こうした皆様の勇気あるお取り組みと尊いご貢献に対し、国土交通省を代表し、改めて、深甚なる敬意と称賛を送らせていただきます。そして、引き続き、こうした皆様の万全の感染防止対策、働きやすい環境づくり、そして、新型コロナウイルスの一日も早い収束を、関係省庁とも連携して全力で取り組んでまいりますことをお約束申し上げ、感謝と御礼の言葉とさせていただきます。

皆様、本当にありがとうございます。

国土交通大臣

赤羽 一嘉

トラックにおける
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(第2版)

公益社団法人全日本トラック協会

令和2年6月12日

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）、以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、トラック運送業界における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

トラック運送事業は、我が国の国民生活や経済活動を支える重要なインフラであるため、対処方針においても、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、最低限の業務の継続が求められている。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。

このため、事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の運行形態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすことが望まれる。

また、自らの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援にも、積極的に貢献していくことをお願いしたい。

なお、本ガイドラインは、緊急事態措置を実施する期間中のみならず、当該期間後においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。

また、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、事業所の立地や運行形態等を十分に踏まえ、事業所内、事業用自動車内、運行経路、立寄先や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等

の感染を防止するよう努めるものとする。このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- ・ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・ 国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康管理

- ・ 従業員に対して、可能な限り朝夕2回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いか重点的に確認する。また、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合においても、自宅待機とする。(運転者の健康管理については、「(8) 運転者に対する点呼」の内容も参照すること。)
- ・ 発熱やせき等の症状があり自宅待機となった従業員については、毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針¹などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・ 従業員に対して、毎日十分な睡眠を取り、休日は休養に努めるよう求める。

(3) 通勤

¹ 日本渡航医学会・日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」など
(<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf>)

- ・テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・自家用車、自転車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、これを励行する。
- ・それ以外の従業員についても、時差出勤の励行、従業員用の通勤バスの運行などにより、公共交通機関の利用の緩和を図る。また、公共交通機関を利用する従業員には、マスクの着用や、私語をしないこと等を徹底する。

（４）事業所での勤務

- ・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん、手指消毒液などを配置する。
- ・従業員に対し、休憩時間を含む勤務中のマスク等の装着を徹底する。
- ・飛沫感染防止のため、座席配置等はできるだけ２メートルを目安に広々と配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する（その場合でも最低１メートルあける等の対策を検討する。）。
- ・窓が開く場合、１時間に２回程度、窓をあけ換気に努める。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。
- ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する。
- ・人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかない。
- ・出張は、地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせる。
- ・外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- ・会議やイベントは極力オンラインで行い、身体的距離最低１メートル以上を確保できない参加者が見込まれる、オンラインではない会議やイベントの開催は、原則として行わない。
- ・少人数の会議については、必要性を検討の上で判断（時期の見直し、テレビ会議等での代替を検討）する。対面で行う場合は、会議室の椅子を減

らしたり、机等に印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。

- ・ オンラインではない社外の会議やイベント等については、必要性を検討の上、可能な限り参加を控える。参加する場合は、最小人数とし、マスク着用を推奨する。
- ・ 採用説明会や面接等については、テレビ会議等で実施するなど工夫する。
- ・ テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン²などを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。
- ・ 事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等により、従業員に対して感染防止対策を周知する。

(5) 事業所での休憩・休息スペース

- ・ 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。
- ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。
- ・ 休憩・休息スペースでは、原則としてマスクを着用する。
- ・ 食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。

(6) トイレ

- ・ 便器は通常の清掃で構わないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- ・ 便器に蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ ハンドドライヤーは利用を止め、共用のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

(7) 車両・設備・器具

² 厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」(www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdf)等を参照

- ・ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いすなどの共有設備について、洗浄・消毒を行う。
- ・車両点検用工具などの共用器具については、工具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努める。

※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

- ・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

(8) 運転者に対する点呼

- ・対面により運転者に対して点呼を行う際には、適切な距離を保つこと、運行管理者等（点呼を行う運行管理者又は補助者をいう。）と運転者の間にアクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置すること、換気を徹底すること等により、いわゆる「三つの密」を避けるための取組を行う。また、運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底する。
- ・疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定の結果を報告させることによる体調の確認を行うこと等により、健康状態を確実に把握するとともに、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には、自宅待機とする。
- ・始業点呼時に、マスクの着用や手洗いの励行等の感染予防対策が取れていることを確認する。
- ・酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、こまめに除菌³することや車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底する。

(9) 運行中

- ・2名以上の従業員が同乗する場合には、マスクの着用を徹底する。

³ アルコール検知器の除菌にあたっては、誤検知を防ぐため、アルコール検知器協議会の作成したチラシ（アルコール検知器協議会ホームページ内「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項」<https://j-bac.org/topics/2020/95195/>）を参考にすることが望ましい。

- ・荷物の受け渡し、荷役等において、マスクや手袋を着用するとともに、書類の受渡しや荷物の積み卸しの際には、相手先との直接接触を減らすよう努め、荷積み前や荷卸し後は車内の消毒に努める。
- ・気温・湿度の高い中での荷役において、人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす⁴。マスクを着用している時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩をとるとともに、こまめに水分を補給する。
- ・乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。
- ・作業は1人で行う、または、複数名で行う場合は持ち場を分担するなど、できるだけお互いに距離を取って行う。
- ・共用のカートなど荷役機器を使った後は、手洗いをを行う（アルコール消毒可）。

(10) 事業所等への立ち入り

- ・取引先等の外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。
- ・このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、事業所内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。

(11) 従業員に対する協力をお願い

- ・従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行う。
- ・公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。

⁴ 環境省・厚生労働省リーフレット「令和2年度の熱中症予防行動」

(https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526_leaflet.pdf)

環境省「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について ～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』における熱中症予防～」

(https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/heat_illness_prevention_2020.pdf)

厚生労働省「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html)

- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。
- ・ 発熱や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する。
- ・ 取引先等企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。

(12) 利用者に対する協力をお願い

- ・ 事業所内に立ち入る利用者に対して、感染防止対策を示したチラシの掲示・配布を行う等により、感染拡大防止について協力を求める。
- ・ 非対面・非接触の配送形態である「置き配」について、ガイドライン⁵を参照しながら活用への理解を促す。

(13) 感染者が確認された場合の対応

①従業員の感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関の指示に従う。
- ・ 従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局等に連絡する。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。
- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

②複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

(14) その他

- ・ 総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。

⁵ 「置き配の現状と実施に向けたポイント(令和2年3月経済産業省・国土交通省)」
(<http://www.mlit.go.jp/common/001335954.pdf>)

- ・ 新型コロナウイルスの感染予防にあたっては、本ガイドラインに加えて、公益社団法人全日本トラック協会が新型インフルエンザの感染予防対策のために作成したガイドライン⁶も参考にする。

(以上)

⁶ 「物流業における新型インフルエンザ対策ガイドライン（緊急対策マニュアル）」
(<http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/pdf/inhuruenza.pdf>)
「新型インフルエンザ対策ガイドライン緊急対策マニュアル副読本」
(http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/influ/img/kinkyu_taisaku_manual_sub.pdf)

資金繰り支援

※赤枠箇所は令和2年度第2次補正予算により創設・拡充されたもの

【中小企業・小規模事業者に対する政府系金融機関等による融資・資本増強】

○ 無担保融資等

■ 日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付

- 最近の1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した事業者等に対し、運転資金（15年以内）・設備資金（20年以内）を融資（融資後3年間まで▲0.9%の金利引下げ）
- （（例）中小事業 利下げ限度額：2億円、融資限度額：別枠6億円）

■ 商工中金による危機対応融資

- 最近の1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した事業者等に対し、運転資金（15年以内）・設備資金（20年以内）を融資（融資後3年間まで▲0.9%の金利引下げ）（利下げ限度額：2億円、融資限度額：6億円）

■ 日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス対策マル経融資

- 最近の1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した商工会等の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対し、運転資金・設備資金を融資（融資後3年間まで▲0.9%の金利引下げ）（利下げ・融資限度額：別枠1,000万円）

■ 特別利子補給制度

- 上記の融資により借入を行った中小企業者等のうち、特別貸付等借入申込時点の最近の1ヶ月又はその後2カ月の3カ月間のうちいずれか1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同月と比較し、20%減少した中小企業者、15%減少した小規模事業者等に対し、借入後3年間まで利子補給を行い、実質無利子化（補給対象上限額：2億円（中小事業、商工中金）、4,000万円（国民事業））

○ 日本政策金融公庫及び沖縄公庫によるセーフティネット貸付の要件緩和

- 売上高の数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含め、設備資金（15年以内）・運転資金（8年以内）を融資（（例）中小事業 基準金利：1.11%、融資限度額：7.2億円）

○ 日本政策金融公庫等の既往債務の借換

- 新型コロナウイルス感染症特別貸付、危機対応融資等について、各機関毎に、既往債務の借換を可能とし、実質無利子化の対象に（（例）中小事業 利下げ・実質無利子化限度額：2億円 借換え限度額：6億円）

○ （独）中小企業基盤整備機構による小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

- 最近の1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した小規模企業共済の契約者に対し、以下の措置を実施
 - ・特例緊急経営安定貸付：事業資金を無利子で貸付
（貸付限度額：2,000万円（契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内））
（償還期間：貸付金額が500万円以下の場合は4年、505万円以上の場合は6年）
 - ・共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除：令和2年4月7日時点で契約者貸付を受けている者の延滞利子を約定償還期日から1年間免除
 - ・掛金の納付期限の延長等：掛金の納付期限の延長（最大6か月）又は掛金月額の減額（1,000円～70,000円の範囲内）

○ 日本政策金融公庫等による中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業

- キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建に取り組む持続可能な事業者に対し、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローン（5年1ヶ月・10年・20年）を供給
（例）中小事業
貸付限度：7.2億円、
貸付利率：0.50%（当初3年間及び4年目以降赤字）、2.60%（貸付期間が5年1ヶ月・10年で4年目以降黒字）、2.95%（貸付期間が20年で4年目以降黒字）

トラック事業における支援メニュー（概要）

【中小企業・小規模事業者に対する民間金融機関による融資等】

- **セーフティネット保証（4号・5号）**（保証限度額：4号・5号合わせて2.8億円）
 - 4号【地域】：全都道府県について、一般枠（2.8億円）とは別枠で借入債務の100%を保証
※売上高が前年同月比20%以上減少等の場合
 - 5号【業種】：全業種について、一般枠（2.8億円）とは別枠で借入債務の80%を保証
※売上高が前年同月比5%以上減少等の場合
- **危機関連保証**
 - セーフティネット保証4号・5号に加え、売上高が前年同月比15%以上減少した中小企業・小規模事業者に対し、借入債務の100%を保証（保証限度額：2.8億円）
- **民間金融機関による実質無利子の融資等**
 - セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した事業者のうち、個人事業主（小規模事業者のみ）の場合は、売上高が前年同月比5%以上減少、中小・小規模事業者の場合は、売上高が前年同月比15%以上減少した事業者に対し、民間金融機関でも借入後3年間の利子補助を行い実質無利子化（融資限度額：4,000万円）

【中堅企業・大企業に対する政府系金融機関による融資・資本増強】

- **DBJ及び商工中金による資金繰り支援（危機対応融資・資本金劣後ローン）**
 - 危機対応融資：最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期に比し5%以上減少している等の事業者に対し、通常金利（中堅企業は当初3年間0.5%の利下げ）で運転資金（15年以内）・設備資金（20年以内）を融資（融資額：危機対応融資の定める範囲で、資金ニーズ等を踏まえて決定）
 - 資本金劣後ローン：将来成長の可能性が十分にある地域経済にとって重要な事業者等に対し、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本金劣後ローンを供給

【その他】

- **新型コロナ特例リスクスケジュール**
 - 中小企業者に代わり一括して既存債務の元金返済猶予要請、中小企業者と主要債権者が作成する資金繰り計画の策定支援等を実施
- **金融機関等への配慮要請**
 - 政府系金融機関等に対して事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように要請するとともに、民間金融機関に対して事業者への積極的な支援（丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給等）を実施するよう要請

給付金

- **持続化給付金**
 - ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している等の要件を満たす事業者に対し、法人：最大200万円、個人事業者：最大100万円を支給
- **家賃支援給付金**
 - 中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5～12月において、①いずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減少、または②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少しているテナント事業者に対し、地代・家賃の負担を軽減するため、法人：月額最大100万円、個人事業者等：月額最大50万円を6ヶ月分支給。

トラック事業における支援メニュー（概要）

雇用関連

○ 雇用調整助成金の特例（非正規も対象）

- 一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成

助成内容

- ・助成率：4/5(中小企業)、2/3(大企業)
解雇等を行わない場合は、10/10(中小企業)、3/4(大企業)
- ・支給上限額：対象労働者1人1日当たり15,000円
- ・支給限度日数：1年間で100日。ただし、緊急対応期間（4月1日～12月31日）は、年間支給限度日数とは別に雇用調整助成金を利用可能

- 上記に加え、短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、申請書類・手続きの簡素化等も実施

○ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

- 事業主の命により休業させられ、賃金（休業手当）を受けられない中小企業の労働者に対し、休業前賃金の80%を支給（日額上限11,000円）、期間：4月1日～12月31日）

○ 働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）

- 新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇制度を就業規則に整備する中小企業事業主に対し、就業規則等の作成・変更費用等の一部を助成（補助率：3/4、1企業当りの上限額：50万円）

○ 小学校休業等対応助成金・支援金

- 小学校等の臨時休業等に伴い子供の世話をを行う労働者に有給休暇を取得させた事業主に、支払った賃金相当額の10/10を助成（日額上限：8,330円（4月以降は15,000円）、適用期間：2月27日～12月31日）
- 委託を受け仕事をする個人事業主については、支援金を支給（一日定額4,00円（4月以降は7,500円））

公租公課 等

○ 納税の猶予の特例

- 令和2年2月以降、売上が前年同月比概ね20%以上減少した全ての事業者に対し、無担保かつ延滞税無しで1年間納税を猶予（法人税や消費税、固定資産税など、基本的に全ての税が対象）

○ 欠損金の繰戻し還付

- 中堅企業、中小企業・小規模事業者に対し、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度納付した法人税の一部を還付
- 新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した事業者に対し、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額を還付

○ 固定資産税・都市計画税の減免

- 中小企業・小規模事業者等に対し、これらの保有する事業用家屋及び設備等の2021年度の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じて、全額免除又は1/2軽減

○ 厚生年金保険料等及び労働保険料等の納付猶予の特例

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主にあつては、申請により、1年間、無担保かつ延滞金無しで、厚生年金保険料及び労働保険料等の納付を猶予

○ 国民健康保険料等の徴収猶予

- 国民健康保険料等について、特別な理由があるものについては、各自治体の条例等で定めるところにより、徴収の猶予が行われる場合あり

○ 国民年金保険料の免除

- 国民年金保険料を一時的に納付することが困難な時、免除が適用される場合あり

○ 取引先の賃料を免除した場合の損失の税務上の取扱いの明確化

- 不動産を賃貸する所有者等が賃料を減免した場合、災害時と同様にその免除による損失の額は、寄付金の額に該当せず、税務上の損金として計上することができることを明確化

トラック事業における支援メニュー（概要）

○ 簡易課税制度の適用に関する特例

- 新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認を受けることにより、その被害を受けた課税期間から、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）ことが可能
※特例として、課税期間の開始後であっても選択が可能

○ 消費税の課税事業者を選択する（やめる）届出等の特例

- 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間の任意の1か月以上の期間の事業収入が著しく減少（前年同月比おおむね50%以上）している事業者は、税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能
※特例として、課税事業者の2年間の継続適用要件は適用されない

生産性の向上

○ ものづくり・商業・サービス補助

- 中小企業・小規模事業者に対し、新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資を支援（補助上限：1,000万円、補助率：1/2（中小企業）、2/3（小規模））

○ 持続化補助金

- 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援（補助上限：50万円（一般型）／100万円（コロナ対応特別型）、補助率：2/3）

○ IT導入補助金

- ITツール導入による業務効率化等を支援（補助額：30～450万円、補助率：1/2）

※上記3つの補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠」を措置。補助対象経費の1/6以上が、サプライチェーンの毀損への対応(A)や非対面型ビジネスモデルへの転換(B)、テレワーク環境の整備のための投資(C)であることが申請の条件。特別枠(B・C)では、補助率を最大3/4まで引き上げ。

※さらに、ものづくり補助金及び持続化補助金については、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策（消毒、マスク、清掃、飛沫防止対策等）を講ずる場合は、定額補助・補助上限50万円の別枠を上乗せ。

○ 中小企業経営強化税制の拡充

- 新型コロナの拡大により顕在化した社会的課題に対応する非対面・非接触ビジネスを促進するため、中小企業経営強化税制に新たな類型が追加
- 事業プロセスの①遠隔操作、②可視化、③自動制御化を可能とする設備投資に対し、即時償却または7%の税額控除が可能
※本特例の適用には、経営力向上計画の認定を受ける必要

感染拡大防止

○ IT点呼システム導入の実証実験

- トラック事業者に対し、IT点呼を利用した非接触型事業運用の実証実験を支援。

その他

○ **NHK受信料の支払猶予・減免措置**

- 令和2年4月から令和3年3月までの間の放送受信料について延滞利息は発生せず
- 持続化給付金の給付決定を受けた者に対し、事業所等住居以外の場所に受信機を設置して締結している受信契約について、2ヶ月間（免除の申請をした月とその翌月）の受信料を全額免除

○ **新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金**

- 地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する新型コロナウイルス感染症に対する対応等の事業に充当。
- 具体的には、安定的かつ継続的に物資輸送が行われるよう、貨物自動車運送事業の運転者に対する車両の維持や運行に要する費用の支援のような用途を想定

○ **電気・ガス、水道・下水道、固定電話・携帯電話等に係る料金の支払猶予等の要請**

- 個人向け緊急小口資金の特例貸付（※）等を受けている個人事業主等に対する、電気・ガス、水道・下水道、固定電話・携帯電話等に係る料金支払い猶予や、料金未払いによる供給停止の回避等の柔軟な対応を要請
※ 休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯に対し、20万円以内の資金を無利子で貸付（据置期間：1年以内、償還期限：2年以内）

トラック事業者向け特別相談窓口

○ **地方運輸局等特別相談窓口**

- 新型コロナウイルス感染症に関連した相談や要望を受け付け、活用可能な支援策を紹介

《特別相談窓口連絡先》は別紙のとおり

※本資料は、各所管省庁の制度を聞き取り等によりまとめたもの

《特別相談窓口連絡先》

○国土交通省本省窓口

- ・ 窓口設置場所：国土交通省 自動車局 貨物課
- ・ 電話番号：03-5253-8575
- ・ https://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri_tk_000018.html#jigyo

○各運輸局窓口

(北海道)

- ・ 窓口設置場所：北海道運輸局 自動車交通部 貨物課
- ・ 電話番号：011-290-2743
- ・ <https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/corona/corona.html>

(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

- ・ 窓口設置場所：東北運輸局 自動車交通部 貨物課
- ・ 電話番号：022-791-7531
- ・ <https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/sm/sm-sub16.html>

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)

- ・ 窓口設置場所：関東運輸局 自動車交通部 貨物課
- ・ 電話番号：045-211-7248
- ・ <https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/kansensho/coronavirus.html>

(新潟県、富山県、石川県、長野県)

- ・ 窓口設置場所：北陸信越運輸局 自動車交通部 貨物課
- ・ 電話番号：025-285-9154
- ・ <https://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/coronavirus/index.html>

(福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)

- ・ 窓口設置場所：中部運輸局 自動車交通部 貨物課
- ・ 電話番号：052-952-8037
- ・ https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/corona/corona_index.html

(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

- ・ 窓口設置場所：近畿運輸局 自動車交通部 貨物課
- ・ 電話番号：06-6949-6447
- ・ <https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/saigai/kikikanri-coronavirus.html>

(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

- ・ 窓口設置場所：中国運輸局 自動車交通部 貨物課
- ・ 電話番号：082-228-3438
- ・ https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/00001_00554.html

(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

- ・ 窓口設置場所：四国運輸局 自動車交通部 貨物課
- ・ 電話番号：087-802-6773
- ・ <https://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/kinkyu/2019-0329-1.html>

(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

- 窓口設置場所：九州運輸局 自動車交通部 貨物課
- 電話番号：092-472-2528
- <https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/covid-19.html>

(沖縄県)

- 窓口設置場所：内閣府沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課
- 電話番号：098-866-1836
- <http://www.ogb.go.jp/soumu/corona>

令和2年
4月

トラック輸送の 「標準的な運賃」 が定められました

国土交通省では、トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、トラック運送事業者が法令を遵守して**持続的に事業を行う際の参考となる標準的な運賃の告示**を行いました



トラック輸送の「標準的な運賃」に
ご理解・ご協力をお願いいたします



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

平成30年12月

「貨物自動車運送事業法」が改正されました

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間（960時間）が設定される（＝働き方改革法施行）こと等を踏まえ、**その担い手である運転者を確保できず、重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善**する必要があること等に鑑み、以下の措置が講じられました。

規制の適正化

事業者が遵守すべき
事項の明確化

荷主対策の深度化

標準的な運賃の告示制度の導入

背景

- 原価を回収できる運賃（対価）の収受が必要
- 結果、法令遵守した、持続的な経営が困難

標準的な運賃の
告示制度の導入

（令和2年4月24日告示）
法令を遵守して、持続的に事業を
行う際の参考となる運賃の告示

国土交通省が告示した

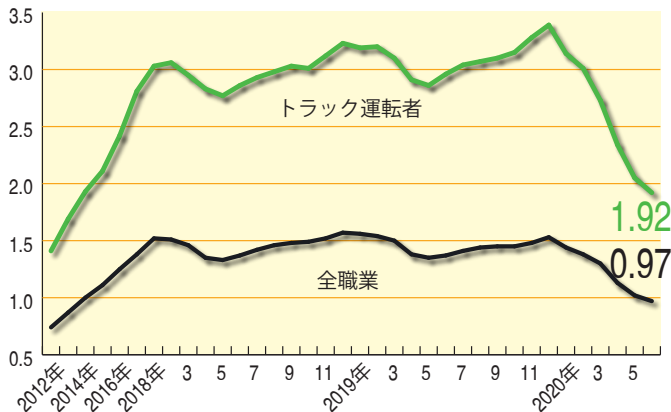
標準的な運賃は次のように設計されています。

運賃表の種類		距離制運賃	時間制運賃		
地域		地方運輸局等のブロック（10ブロック）単位			
車型		バン型の車両で設定			
車種					
		小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
対象となる 運送契約		車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提に設定			
元請・下請の 関係		元請事業者の備車費用・管理料は含まず、実運送を行う場合に要する原価について計算			

データで見るトラック運転者

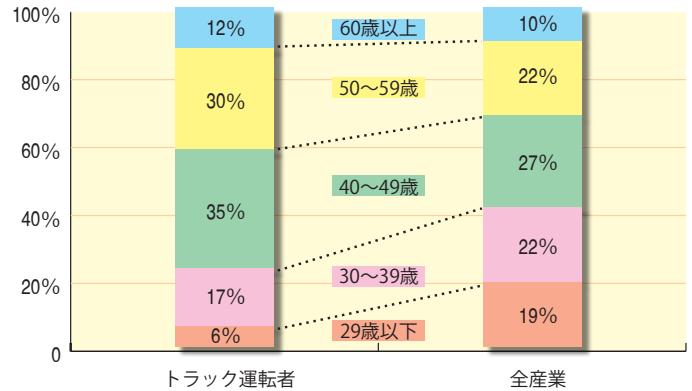
トラック運転者不足

有効求人倍率 全職業平均より約 2.0 倍高い



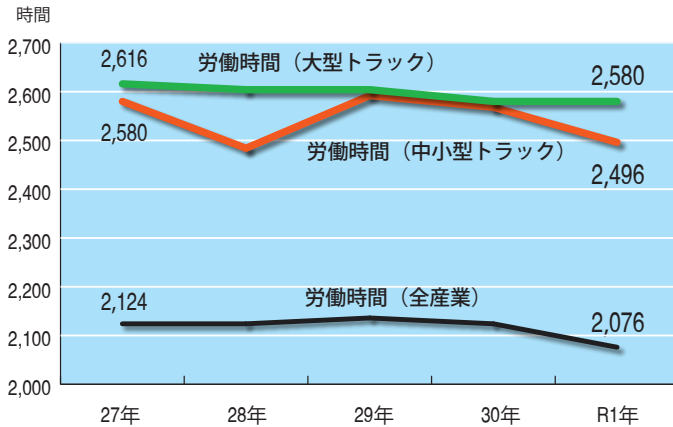
トラック運転者の高齢化

年齢構成 全産業平均より若年層の割合が低く、高齢層の割合が高い



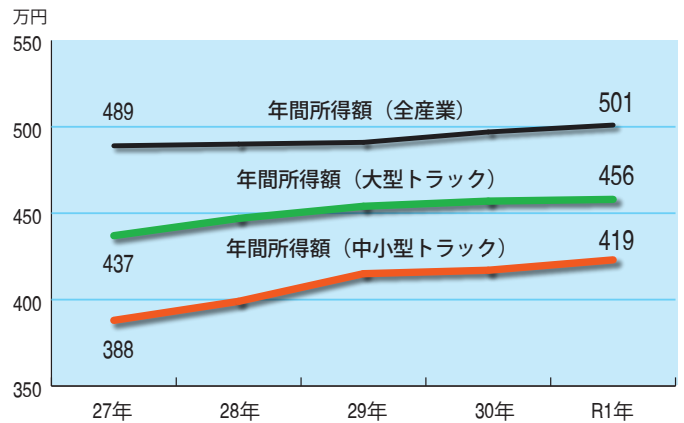
他産業と比べ長時間労働

年間労働時間 全産業平均より約 2 割長い



他産業と比べ低い賃金

年間所得額 全産業平均より約 1 割～2 割低い



(出所) 「一般職業紹介状況」及び「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)「労働力調査」(総務省)

「標準的な運賃」

料金や実費

料金(待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料)や実費(高速道路利用料、フェリー利用料、燃料サーチャージ等)については**標準的な運賃には含まれていない**ため、別途収受することとされています。

運賃(運送の役務の対価)

+

料金(積込・取卸料、附帯業務料)
実費(高速道路利用料、フェリー利用料等)

運賃、料金の適用ルール

運賃、料金、実費をどのようなルールで適用するか、割増や割引の適用方法等、告示内容を補完する事項を各トラック運送事業者が「**運賃料金適用方**」として定めます。

- 割増** 特殊車両、休日、深夜・早朝、品目別、特出品、悪路、冬期、地区割増
- 割引** 長期契約、往復割引
- その他** 割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料、実費(有料道路、フェリー利用料等)

取引先毎に契約書・覚書により取引条件を規定

標準的な運賃の告示内容

〔令和 2 年国土交通省告示第 575 号（令和 2 年 4 月 24 日）〕

I 距離制運賃表

北海道運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	12,450	14,480	18,610	23,280
20km	13,980	16,290	21,080	26,500
30km	15,510	18,100	23,550	29,710
40km	17,050	19,910	26,010	32,930
50km	18,580	21,710	28,480	36,150
60km	20,120	23,520	30,940	39,370
70km	21,650	25,330	33,410	42,580
80km	23,180	27,140	35,870	45,800
90km	24,720	28,940	38,340	49,020
100km	26,250	30,750	40,800	52,240
110km	27,780	32,530	43,190	55,340
120km	29,310	34,310	45,570	58,440
130km	30,840	36,090	47,960	61,550
140km	32,370	37,870	50,350	64,650
150km	33,900	39,650	52,730	67,760
160km	35,430	41,430	55,120	70,860
170km	36,950	43,210	57,500	73,970
180km	38,480	44,990	59,890	77,070
190km	40,010	46,770	62,270	80,170
200km	41,540	48,540	64,660	83,280
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額	3,050	3,530	4,700	6,110
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,610	8,810	11,740	15,270

東北運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	11,980	13,970	18,050	22,600
20km	13,470	15,740	20,470	25,760
30km	14,960	17,500	22,880	28,920
40km	16,460	19,270	25,300	32,080
50km	17,950	21,030	27,720	35,240
60km	19,450	22,800	30,130	38,400
70km	20,940	24,560	32,550	41,560
80km	22,430	26,330	34,970	44,720
90km	23,930	28,090	37,390	47,870
100km	25,420	29,860	39,800	51,030
110km	26,910	31,590	42,140	54,080
120km	28,400	33,330	44,480	57,120
130km	29,880	35,060	46,810	60,170
140km	31,370	36,800	49,150	63,210
150km	32,860	38,530	51,490	66,260
160km	34,350	40,270	53,820	69,300
170km	35,840	42,010	56,160	72,350
180km	37,320	43,740	58,500	75,390
190km	38,810	45,480	60,830	78,440
200km	40,300	47,210	63,170	81,480
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額	2,960	3,440	4,600	5,990
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,410	8,590	11,500	14,970

関東運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	15,790	18,060	22,540	27,940
20km	17,600	20,160	25,330	31,550
30km	19,410	22,270	28,120	35,160
40km	21,220	24,370	30,920	38,770
50km	23,040	26,480	33,710	42,380
60km	24,850	28,580	36,500	45,990
70km	26,660	30,690	39,290	49,600
80km	28,470	32,790	42,090	53,200
90km	30,280	34,890	44,880	56,810
100km	32,090	37,000	47,670	60,420
110km	33,910	39,090	50,390	63,930
120km	35,730	41,170	53,110	67,430
130km	37,550	43,260	55,830	70,940
140km	39,360	45,340	58,550	74,440
150km	41,180	47,430	61,270	77,950
160km	43,000	49,510	64,000	81,450
170km	44,820	51,600	66,720	84,960
180km	46,630	53,690	69,440	88,460
190km	48,450	55,770	72,160	91,970
200km	50,270	57,860	74,880	95,470
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額	3,630	4,140	5,370	6,910
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	9,070	10,360	13,430	17,280

北陸信越運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	12,530	14,560	18,680	23,360
20km	14,070	16,370	21,150	26,580
30km	15,600	18,190	23,620	29,800
40km	17,140	20,000	26,090	33,020
50km	18,680	21,810	28,560	36,240
60km	20,220	23,630	31,030	39,460
70km	21,760	25,440	33,500	42,690
80km	23,300	27,250	35,970	45,910
90km	24,840	29,060	38,440	49,130
100km	26,380	30,880	40,910	52,350
110km	27,910	32,660	43,300	55,460
120km	29,450	34,450	45,690	58,570
130km	30,980	36,230	48,080	61,680
140km	32,520	38,020	50,470	64,790
150km	34,050	39,800	52,870	67,900
160km	35,590	41,590	55,260	71,010
170km	37,120	43,370	57,650	74,120
180km	38,660	45,160	60,040	77,220
190km	40,190	46,940	62,430	80,330
200km	41,730	48,730	64,820	83,440
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額	3,060	3,540	4,710	6,120
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,640	8,850	11,770	15,290

中部運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km		14,390	16,530	20,790	25,850
20km		16,080	18,500	23,430	29,270
30km		17,770	20,480	26,070	32,690
40km		19,460	22,450	28,710	36,110
50km		21,150	24,420	31,350	39,530
60km		22,840	26,390	33,990	42,950
70km		24,530	28,370	36,630	46,370
80km		26,220	30,340	39,270	49,790
90km		27,910	32,310	41,910	53,210
100km		29,600	34,280	44,550	56,630
110km		31,290	36,240	47,120	59,950
120km		32,980	38,190	49,690	63,270
130km		34,670	40,140	52,250	66,580
140km		36,370	42,090	54,820	69,900
150km		38,060	44,040	57,390	73,220
160km		39,750	45,990	59,960	76,540
170km		41,450	47,940	62,520	79,850
180km		43,140	49,900	65,090	83,170
190km		44,830	51,850	67,660	86,490
200km		46,520	53,800	70,230	89,810
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額		3,380	3,870	5,070	6,540
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額		8,440	9,680	12,660	16,340

近畿運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km		14,330	16,490	20,790	25,860
20km		16,020	18,460	23,430	29,290
30km		17,710	20,430	26,080	32,710
40km		19,400	22,400	28,720	36,140
50km		21,090	24,380	31,370	39,570
60km		22,770	26,350	34,010	43,000
70km		24,460	28,320	36,650	46,430
80km		26,150	30,290	39,300	49,860
90km		27,840	32,270	41,940	53,290
100km		29,530	34,240	44,590	56,720
110km		31,220	36,190	47,160	60,040
120km		32,910	38,140	49,730	63,360
130km		34,600	40,090	52,300	66,690
140km		36,290	42,040	54,870	70,010
150km		37,980	43,990	57,440	73,330
160km		39,670	45,940	60,010	76,660
170km		41,360	47,890	62,580	79,980
180km		43,050	49,840	65,150	83,300
190km		44,740	51,790	67,720	86,620
200km		46,430	53,740	70,290	89,950
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額		3,370	3,870	5,070	6,550
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額		8,430	9,680	12,670	16,370

中国運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km		13,000	15,060	19,220	23,980
20km		14,580	16,920	21,730	27,260
30km		16,160	18,770	24,240	30,530
40km		17,740	20,620	26,750	33,800
50km		19,310	22,480	29,270	37,070
60km		20,890	24,330	31,780	40,340
70km		22,470	26,180	34,290	43,610
80km		24,050	28,040	36,800	46,880
90km		25,620	29,890	39,320	50,150
100km		27,200	31,740	41,830	53,420
110km		28,770	33,570	44,260	56,580
120km		30,350	35,400	46,700	59,740
130km		31,930	37,230	49,130	62,910
140km		33,500	39,050	51,570	66,070
150km		35,080	40,880	54,000	69,230
160km		36,650	42,710	56,440	72,390
170km		38,230	44,540	58,870	75,550
180km		39,800	46,360	61,310	78,710
190km		41,380	48,190	63,740	81,870
200km		42,950	50,020	66,180	85,030
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額		3,140	3,620	4,800	6,220
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額		7,850	9,060	11,990	15,560

四国運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km		12,280	14,290	18,380	22,990
20km		13,800	16,080	20,830	26,180
30km		15,320	17,870	23,270	29,370
40km		16,840	19,660	25,710	32,560
50km		18,350	21,450	28,160	35,750
60km		19,870	23,250	30,600	38,940
70km		21,390	25,040	33,040	42,130
80km		22,910	26,830	35,490	45,320
90km		24,420	28,620	37,930	48,510
100km		25,940	30,410	40,370	51,700
110km		27,460	32,170	42,740	54,770
120km		28,970	33,930	45,100	57,850
130km		30,480	35,690	47,460	60,930
140km		32,000	37,450	49,830	64,000
150km		33,510	39,210	52,190	67,080
160km		35,020	40,980	54,560	70,160
170km		36,540	42,740	56,920	73,230
180km		38,050	44,500	59,290	76,310
190km		39,560	46,260	61,650	79,390
200km		41,080	48,020	64,010	82,470
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額		3,010	3,490	4,650	6,050
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額		7,530	8,730	11,640	15,130

I 距離制運賃表

九州運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km		12,370	14,370	18,430	23,040
20km		13,890	16,160	20,870	26,230
30km		15,410	17,960	23,320	29,410
40km		16,930	19,750	25,760	32,600
50km		18,460	21,550	28,210	35,790
60km		19,980	23,340	30,650	38,980
70km		21,500	25,130	33,090	42,160
80km		23,020	26,930	35,540	45,350
90km		24,540	28,720	37,980	48,540
100km		26,070	30,520	40,430	51,720
110km		27,580	32,280	42,790	54,800
120km		29,100	34,050	45,160	57,880
130km		30,620	35,820	47,520	60,960
140km		32,140	37,580	49,890	64,030
150km		33,660	39,350	52,260	67,110
160km		35,180	41,120	54,620	70,190
170km		36,700	42,880	56,990	73,260
180km		38,210	44,650	59,360	76,340
190km		39,730	46,410	61,720	79,420
200km		41,250	48,180	64,090	82,500
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額		3,020	3,500	4,660	6,050
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額		7,560	8,750	11,650	15,140

沖縄総合事務局

(単位:円)

キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
5km		10,440	12,220	15,890	19,900
10km		11,150	13,070	17,060	21,430
20km		12,580	14,760	19,390	24,500
30km		14,000	16,450	21,730	27,560
40km		15,430	18,140	24,060	30,620
50km		16,850	19,830	26,400	33,680
60km		18,280	21,520	28,730	36,740
70km		19,700	23,210	31,060	39,800
80km		21,130	24,900	33,400	42,860
90km		22,550	26,590	35,730	45,920
100km		23,980	28,270	38,070	48,980
110km		25,400	29,930	40,320	51,930
120km		26,810	31,590	42,570	54,870
130km		28,230	33,250	44,830	57,820
140km		29,650	34,910	47,080	60,770
150km		31,070	36,570	49,330	63,710
160km		32,490	38,230	51,590	66,660
170km		33,900	39,890	53,840	69,600
180km		35,320	41,540	56,090	72,550
190km		36,740	43,200	58,340	75,490
200km		38,160	44,860	60,600	78,440
200kmを超えて 10kmを増すごとに 加算する金額		1,410	1,640	2,220	2,890

II 時間制運賃表

(単位:円)

種 別			車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
			局 別				
基礎額	8時間制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61,290
			東北	29,970	36,050	47,170	59,670
			関東	39,060	45,790	57,900	72,440
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470
			中部	35,710	42,130	53,700	67,370
			近畿	35,580	42,040	53,710	67,430
			中国	32,420	38,640	49,950	62,950
			四国	30,700	36,800	47,960	60,590
			九州	30,890	36,980	48,060	60,680
			沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880
	4時間制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
			東北	17,980	21,630	28,300	35,800
			関東	23,440	27,470	34,740	43,460
			北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
			中部	21,430	25,280	32,220	40,420
			近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
			中国	19,450	23,180	29,970	37,770
			四国	18,420	22,080	28,780	36,350
			九州	18,530	22,190	28,840	36,410
			沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130

(単位:円)

種 別		車種別 局 別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
加 算 額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに	北海道	280	340	510	710
		東北	280	340	510	710
		関東	280	340	510	720
		北陸信越	280	340	510	710
		中部	280	340	510	710
		近畿	280	340	510	710
		中国	280	340	510	710
		四国	280	340	510	710
		九州	280	340	510	710
		沖縄	280	340	510	710
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに(4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。)	北海道	2,850	2,990	3,200	3,780
		東北	2,720	2,850	3,050	3,600
		関東	3,820	4,000	4,280	5,060
		北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820
		中部	3,430	3,590	3,850	4,550
		近畿	3,400	3,560	3,810	4,510
		中国	3,020	3,160	3,390	4,000
		四国	2,810	2,940	3,150	3,730
		九州	2,840	2,980	3,190	3,770
		沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300

Ⅲ 運賃割増率

特殊車両割増	冷蔵車・冷凍車……………	2割
休日割増	日曜祝祭日に運送した距離に限る……………	2割
深夜・早朝割増	午後10時から午前5時までに運送した距離……………	2割

Ⅳ 待機時間料

時間 \ 車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分を超える場合において 30分までごとに発生する金額	1,670円	1,750円	1,870円	2,220円

Ⅴ 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として收受

Ⅵ 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

Ⅶ 燃料サーチャージ

別に定めるところにより收受

Ⅷ その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

国土交通省 適正取引相談窓口一覧

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号
自動車局	貨物課		03-5253-8575		自動車交通部	貨物課	06-6949-6447
北海道運輸局	自動車交通部	貨物課	011-290-2743	近畿運輸局	大阪運輸支局	輸送部門	072-822-6733
	札幌運輸支局	輸送・監査担当	011-731-7167		京都運輸支局	輸送・監査部門	075-681-9765
	函館運輸支局	輸送・監査担当	0138-49-8863		奈良運輸支局	企画輸送・監査部門	0743-59-2151 (ガイダンス番号 4)
	室蘭運輸支局	輸送・監査担当	0143-44-3012		滋賀運輸支局	企画輸送・監査部門	077-585-7253
	帯広運輸支局	企画輸送・監査担当	0155-33-3286		和歌山運輸支局	輸送・監査部門	073-422-2138
	釧路運輸支局	輸送・監査担当	0154-51-2514	神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	078-453-1104
	北見運輸支局	企画輸送・監査担当	0157-24-7631		自動車交通部	貨物課	082-228-3438
	旭川運輸支局	輸送・監査担当	0166-51-5272	中国運輸局	広島運輸支局	輸送・監査担当	082-233-9167
東北運輸局	自動車交通部	貨物課	022-791-7531		鳥取運輸支局	輸送・監査担当	0857-22-4120
	宮城運輸支局	輸送・監査部門	022-235-2517 (ガイダンス番号:3)		島根運輸支局	輸送・監査担当	0852-37-1311
	福島運輸支局	輸送・監査部門	024-546-0345 (ガイダンス番号:3)		岡山運輸支局	輸送・監査担当	086-286-8122
	岩手運輸支局	輸送・監査部門	019-638-2155		山口運輸支局	輸送・監査担当	083-922-5336
	青森運輸支局	輸送・監査部門	017-739-1502	四国運輸局	自動車交通部	貨物課	087-802-6773
	山形運輸支局	輸送・監査部門	023-686-4711 (ガイダンス番号:3)		香川運輸支局	企画観光・輸送・監査部門	087-882-1357
	秋田運輸支局	輸送・監査部門	018-863-5813		徳島運輸支局	輸送・監査部門	088-641-4811
関東運輸局	自動車交通部	貨物課	045-211-7248		愛媛運輸支局	輸送・監査部門	089-956-1563
	東京運輸支局	輸送担当	03-3458-9231 (ガイダンス番号:1)		高知運輸支局	輸送・監査部門	088-866-7311
	神奈川運輸支局	輸送担当	045-939-6800 (ガイダンス番号:1)	九州運輸局	自動車交通部	貨物課	092-472-2528
	埼玉運輸支局	輸送担当	048-624-1835 (ガイダンス番号:3)		福岡運輸支局	輸送部門	092-673-1191 (ガイダンス番号:2)
	群馬運輸支局	企画輸送・監査担当	027-263-4440 (ガイダンス番号:1)		佐賀運輸支局	企画輸送・監査部門	0952-30-7271 (ガイダンス番号:1)
	千葉運輸支局	輸送担当	043-242-7336 (ガイダンス番号:2)		長崎運輸支局	輸送・監査部門	095-839-4747 (ガイダンス番号:2)
	茨城運輸支局	輸送担当	029-247-5348 (ガイダンス番号:1)		熊本運輸支局	輸送・監査部門	096-369-3155 (ガイダンス番号:3)
	栃木運輸支局	企画輸送・監査担当	028-658-7011		大分運輸支局	輸送・監査部門	097-558-2107 (ガイダンス番号:3)
	山梨運輸支局	企画輸送・監査担当	055-261-0880		宮崎運輸支局	輸送・監査部門	0985-51-3952 (ガイダンス番号:2)
北陸信越運輸局	自動車交通部	貨物課	025-285-9154		鹿児島運輸支局	輸送・監査部門	099-261-9192 (ガイダンス番号:3)
	新潟運輸支局	輸送・監査部門	025-285-3124	沖縄総合事務局	運輸部	陸上交通課	098-866-1836
	長野運輸支局	輸送・監査部門	026-243-4642		陸運事務所	輸送部門	098-877-5140
	石川運輸支局	輸送・監査部門	076-208-6000 (ガイダンス番号:1)				
	富山運輸支局	輸送・監査部門	076-423-0893				
中部運輸局	自動車交通部	貨物課	052-952-8037				
	愛知運輸支局	輸送・監査担当	052-351-5312				
	静岡運輸支局	輸送・監査担当	054-261-1191				
	岐阜運輸支局	輸送・監査担当	058-279-3714				
	三重運輸支局	輸送・監査担当	059-234-8411				
	福井運輸支局	輸送・監査担当	0776-34-1602				

トラック運転者のために、いま、 取り組んで欲しいことがあります！

トラック運転者の長時間労働が問題になっています。

今こそ、荷主と運送事業者が協力しあって、トラック運転者の労働時間短縮に取り組む必要があります。皆さまの取組に役立つ様々な情報を、「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」に集めました！

トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト



<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>



☑ 国民のみなさまへ

掲載コンテンツの一部を
ご紹介します！



トラック運転者の仕事を知ってみよう

- ▶ 統計からみるトラック運転者の仕事
- ▶ 動画・写真でみるトラック運転者の仕事
- ▶ トラック運転者の「生の声」

トラック運転者の労働時間短縮に取り組んでいただく第一歩は、「トラック運転者」の仕事を知ることです。そこで、統計情報や、トラック運転者へのインタビューなど、様々な情報を掲載しています。ぜひご覧ください！

動画コンテンツ

トラック運転者の「いま」とあなたにできること



トラック運転者の労働時間削減に向けてあなたにできること、やって欲しいこと

トラック運転者の労働時間短縮に取り組むために国民の皆さまに「できること」「やって欲しいこと」を分かり易く掲載しています。今日からでも取り組める内容ばかりです。ぜひご覧ください！

☑ 企業のみなさまへ



簡単自己診断

- ▶ 荷主のみなさま向け
- ▶ 運送事業者のみなさま向け

簡単な質問に答えるだけで、潜んでいるかもしれない問題、そして、その問題を解決する施策候補までも簡単に確認できる自己診断です。トラック運転者の労働時間短縮で、荷主にとってどんなメリットがあるのかも掲載しています。

▶ サッと解決よろず相談



長時間労働改善に関わる様々な疑問をFAQ方式で掲載しています。



情報いろいろ宝箱

- ▶ 荷主のみなさまへ
- ▶ 運送事業者のみなさまへ

長時間労働改善に活用できる各種マニュアルを掲載しています。



今後公開予定の
コンテンツは、裏面に！

今後、公開予定の 新規コンテンツをご紹介します！

※令和2年度中に掲載予定。掲載予定日は、本ポータルサイトで告知させていただきます。

ドラマ仕立ての動画コンテンツ！

テーマは「今こそ始めてみませんか？トラック運転者のために、”荷主”ができること」！
トラック運転者の労働時間短縮には、荷主の皆さまの協力が必要です！



「発荷主が、取り組む」そして「着荷主が、取り組む」

発荷主、着荷主、そしてトラック運送事業者が、「どのように具体的な取組を進めるのか」を、ドラマ仕立てで再現しました。



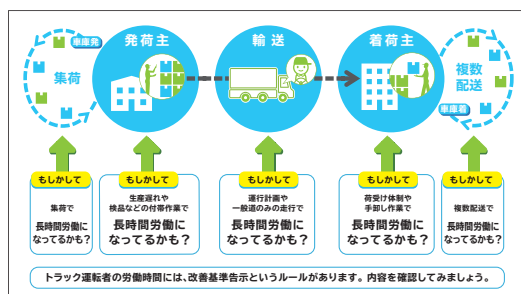
皆さまが日常業務を思い浮かべて「確かにそうだ」と共感できる、2本の動画を掲載します！

改善に取り組むポイントを
可愛いストーリーテラーが
分かり易く解説します。



イラストから、簡単に施策などを確認 「始めてみよう改善活動」！

皆さまのサプライチェーンを思い浮かべてみてください！



サプライチェーンのイラストをクリックするだけで、労働時間短縮に繋がる施策候補などが簡単にわかります。

お問合せ窓口

令和2年8月21日
自動車局総務課企画室

トラック、バス、タクシー分野の人材確保を後押し ～「働きやすい職場認証制度」の創設～

自動車運送事業者による働き方改革の取組（職場環境の改善努力）を「見える化」し、求職者が容易に確認できるようにします。また、より働きやすい労働環境の実現、安定的な人材の確保を図ります。

1. 背景

国土交通省では、自動車運送事業（トラック・バス・タクシー事業）の運転者不足に対応するための総合的取組みの一環として、今年度より「働きやすい職場認証制度」を創設することとしました。

本制度を通じ、職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」することで、求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促します。併せて、更なる改善の取組みを促すことで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図って参ります。

2. 概要

(1) 対象

自動車運送事業者（トラック事業者、バス事業者（乗合、貸切）、タクシー事業者）

(2) 審査要件

①法令遵守等、②労働時間・休日、③心身の健康、④安心・安定、⑤多様な人材の確保・育成の5分野について、基本的な取組み要件を満たすことにより認証。併せて、自主的・先進的な取組みを参考点として点数化。

(3) 認証手続き

国土交通省の指定を受けた一般財団法人日本海事協会が認証実施団体として申請受付、審査、認証等の手続きを実施。

(4) 料金（予定）

審査料：5万円（税別）／1申請あたり ※インターネットによる電子申請の場合、3万円（税別）に割引
登録料：6万円（税別）／1申請あたり

(5) 認証結果等の活用（予定）

厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への記載や認証事業者と求職者のマッチング支援を検討。また、求人エージェントと連携し、先進的な取組みを広く発信予定。

3. スケジュール（予定）

申請期間：令和2年9月16日（水）～12月15日（火）

＜参考＞

- (1) 一般財団法人日本海事協会「働きやすい職場認証制度」ホームページ

<https://www.untenshashokuba.jp/>

(申請案内書、「申請案内書」の骨子、申請のポイント紹介動画等をご覧ください(申請案内書等のダウンロードもこちらから))

- (2) 自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要(別添)

以 上

【お問い合わせ先】

自動車局総務課企画室 重見、橋本、小島

代表 03-5253-8111 (内線 41162)

直通 03-5253-8564 FAX 03-5253-1636

自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要

(正式名称:「運転者職場環境良好度認証制度」)

評価制度の創設により、職場環境改善に向けた各事業者の取り組みを「見える化」。求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促す。また、更なる改善取り組みを促すことで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。

＜認証の審査要件＞

中小事業者による申請を容易にし、取り組みの円滑な浸透、普及を図る観点から、

- ① 法令遵守等
- ② 労働時間・休日
- ③ 心身の健康
- ④ 安心・安定
- ⑤ 多様な人材の確保・育成

の5分野について、基本的な取組要件を満たせば、「1つ星」認証を取得可能。

併せて、自主的、先進的な取組みを参考点として点数化。

※ 参考点は、翌年度以降の「2つ星」、「3つ星」の制度設計に向けた検討材料としても活用。

＜申請者＞

バス(乗合、貸切)事業者
タクシー事業者
トラック事業者

※ 原則 法人単位(都道府県単位での申請も可能)

＜申請方法＞

認証実施団体である「一般財団法人 日本海事協会 (CLASS NK)」が受付、審査及び認証手続きを実施。

- ※ 書類確認、審査委員会による審査の上、認証を実施。
- ※ インターネットによる電子申請も可
- ※ 関係書類の保存義務、無作為抽出での事後確認あり。

＜料金(予定)＞

審査料: 5万円(税別)／1申請あたり

(インターネットにより電子申請の場合、3万円(税別)に割引)

登録料: 6万円(税別)／1申請あたり

＜申請受付期間(予定)＞

令和2年9月16日～12月15日

※ 翌年1月以降、審査結果を申請者に通知。

＜認証結果等の活用(予定)＞

厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への記載や、認証事業者と求職者のマッチング支援を検討。また、求人エージェントと連携し、先進的な取り組みを広く発信予定。

出典：国土交通省

気象情報

※QRコードの位置は誤認識を防ぐ為の配置となっています。

天気予報 	気象庁 天気予報 https://www.jma.go.jp/jp/yoho/ 	気象庁 週間天気予報 https://www.jma.go.jp/jp/week/ 
降雨時 	気象庁 アメダス 降水量 https://www.jma.go.jp/jp/amedas/000.html?elementCode=0 	tenki.jp 雨雲レーダー https://tenki.jp/radar/map/ 
暴風時 	気象庁 アメダス 風向・風速 https://www.jma.go.jp/jp/amedas/000.html?elementCode=1 	YAHOO天気・災害 風予測 https://weather.yahoo.co.jp/weather/wind/ 
降雪時 	気象庁 現在の雪 https://www.data.jma.go.jp/fcd/yoho/snow/jp/ 	気象庁 アメダス 積雪深 https://www.jma.go.jp/jp/amedas/?elementCode=4 
視界不良(濃霧・風雪等)時 	気象庁 気象警報・注意報 濃霧 https://www.jma.go.jp/jp/warn/000_20.html 	CPS-IIPリスクウォッチャー 濃霧注意報 - 気象警報マップ http://agora.ex.nii.ac.jp/cps/weather/warning-map/20/ 
警報発表時 	気象庁 気象警報・注意報 https://www.jma.go.jp/jp/warn/ 	tenki.jp 警報・注意報 https://tenki.jp/bousai/warn/ 
ライブカメラ 映像 	国土交通省 各地方整備局の取組 全国のライブカメラ https://www.mlit.go.jp/road/bosai/LIVEcamera.html 	(公財) 日本道路交通情報センター http://www.jartic.or.jp/jartic_web/info/snowfall2014_.html 

お使いのスマートフォンやパソコンによって画面の表示が異なることがあります。
また、QRコードの読み取りソフトによってサイトまでの表示手順が異なることがあります。

道路・交通情報

通行止め 	国土交通省 ハザードマップポータルサイト https://disaportal.gsi.go.jp/ 	(公財) 日本道路交通情報センター 高速道路や一般道路の通行止め、渋滞、冬用タイヤ必要等の情報 http://www.jartic.or.jp/
渋滞情報 	ドラとら https://www.drivetraffic.jp/ 	
雪道情報 	国土交通省 冬の道路情報 雪みち情報リンク集 https://www.mlit.go.jp/road/fuyumichi/fuyumichi.html 	国土交通省北陸雪害対策技術センター おしえて！雪ナビ http://www.hrr.mlit.go.jp/hokugi/yukinavi/ 
異常気象時の 運転注意点 	国土交通省 冬の道路情報 雪みちの運転テクニックに関するリンク集 https://www.mlit.go.jp/road/fuyumichi/drive.html 	JAF 台風・大雨時のクルマに関する注意点 https://jaf.or.jp/common/attention/flood 

各情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて

出典：気象庁

情報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報	災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当します。 何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命を守るための最善の行動をとってください。	警戒レベル5相当
土砂災害警戒情報 高潮特別警報 高潮警報※1	地元の自治体が避難勧告を発令する目安となる情報です。避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。災害が想定されている区域等では、 自治体からの避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても危険度分布等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当
大雨警報(土砂災害)※2 洪水警報 高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの※3)	地元の自治体が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる情報です。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。災害が想定されている区域等では、 自治体からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、危険度分布等を用いて高齢者等の方は自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル3相当
大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されていないもの※3)	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2

- ※1 暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。
※2 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。
※3 警報に切り替える可能性については、市町村ごとの警報・注意報のページで確認できます。

高速道路情報

全国高速道路交通情報(リアルタイムな渋滞規制情報) ※一部のサイトでは都市高速道路、一般道路の情報も含まれます。		
(公財) 日本道路交通情報センター http://www.jartic.or.jp/ 	アイハイウェイ(中日本) https://www.c-ihighway.jp/pcsite/ 	
 ドラぶら https://www.driveplaza.com/	 アイハイウェイ(西日本) https://ihighway.jp/pcsite/	

異常気象時の高速道路影響予測

国の「緊急情報」や、「特別警報」が発令されるようなときには、高速道路各社と気象予測会社連携して注意喚起の広報が行われるサイトです。なお、平常時は、「現在、大雨や台風に関する情報を発表していません」などと表示されております。

(株) ウェザーニュース
<https://weathernews.jp/v/road/>


 NEXCO東日本
<https://www.e-nexco.co.jp>

 NEXCO中日本
<https://www.c-nexco.co.jp>

 NEXCO西日本
<https://www.w-nexco.co.jp>

首都高速道路(株)
<https://www.shutoko.co.jp/>

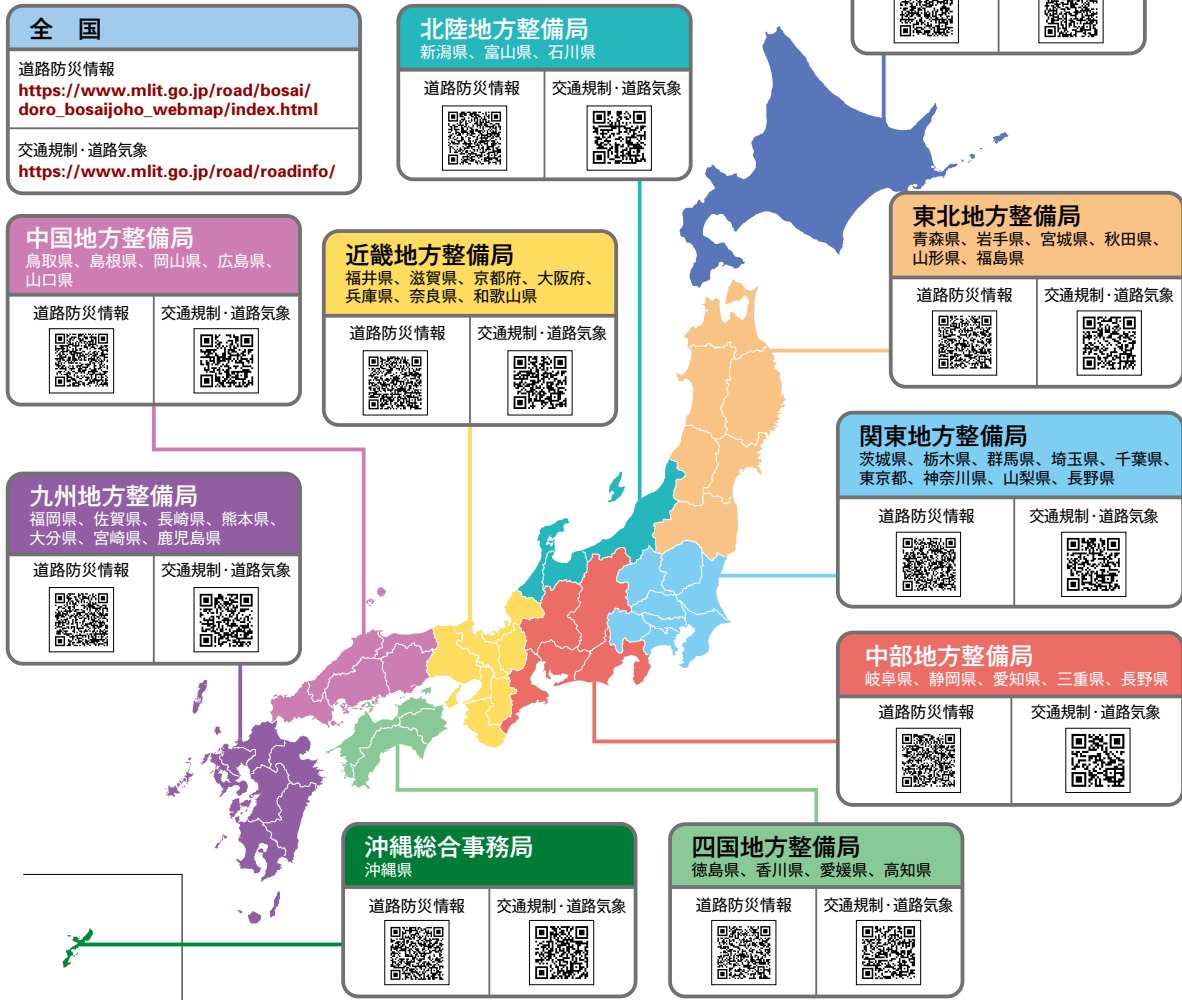

阪神高速道路(株)
<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/>


本州四国連絡高速道路(株)
https://www.jb-honshi.co.jp/customer_index/


道路管理者が提供する道路情報

※道路防災情報：事前通行規制区間、冠水想定箇所等

※交通規制・道路気象：道路に関する規制情報やお天気情報、路面情報



輸送支援サービス※

	(一財) 日本気象協会 GoStopマネジメントシステム https://www.jwa.or.jp/news/2020/05/9795/
	(株) ウェザーニュース 最適輸送計画支援サービス https://jp.weathernews.com/news/31362/ 

※令和2年10月1日から有料

異常気象時における通行止めの可能性は各サイトのニュースリリースをご覧ください。

令和3年1月13日
自動車局貨物課

引越時期の分散に御協力をお願いします！

～3月の引越件数は通常月の約2倍！混雑時期を外してスムーズな引越を～

引越は、3月から4月にかけて依頼が集中します。ピーク時期の引越を避けるなどの引越時期の分散に御協力をお願いします。

1. 引越時期の分散について

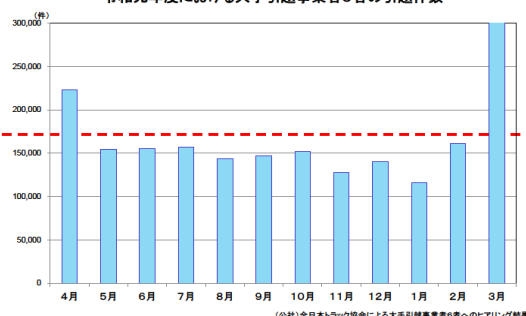
例年、引越事業においては、**3月から4月にかけて依頼が集中**しているため、国土交通省では、引越時期の分散に向けて昨年からの経済団体等を通じて利用者の方々に呼びかけを行っているところです。

引越時期の分散については、**引越サービスの利用者の方々にも大きなメリット**があり、例えば、昨年、引越時期を最繁忙期から避けていただいた利用者の方々から、以下のような声が上がっています。

【引越サービスの利用者の方々からの声】

- 『3月末の土日の引越と比べて、**引越代金が安くなった**』
- 『会社の従業員の引越に係る**コストを抑えることができた**』
- 『3月の最終週から引越時期をずらすことで、**予約が取りやすくなった**』

令和元年度における大手引越事業者6者の引越件数



【令和3年3月】

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

引越時期の分散にご協力いただいた結果、一定程度引越時期の分散が進んでいるところですが、依然として3月・4月に依頼が集中しています。つきましては、本年の引越におかれましても、**ピーク時期の引越を避けるなどのご協力・ご検討**をお願い致します。【参照：別添1・2】

2. 国土交通省における取組

国土交通省では、引越時期の分散に向けて、新たに以下のような取組を実施します。

〔経済団体等への要請〕経済団体を通じて、**民間企業の異動時期分散化の検討要請**

〔国土交通省職員の異動〕**4月期の人事異動に伴う引越を行う職員のいわゆる「赴任期間」の活用**

〔その他〕全国の地方運輸局における**引越のトラブル等に関する情報提供窓口の設置**

※国土交通省HPに引越に関連する資料を掲載しています。ぜひご参考にしてください。

＜掲載ページ＞ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr4_000022.html

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局貨物課 柳瀬、吉見
電話：03-5253-8111（内線41333）
直通：03-5253-8575